

# つちや通信

例年になく暖かかった秋が終わりを告げ、一気に冬がやってきた感じがします。

この季節がくるとそろそろやってくるのではないかと思われるもの、そう、年末調整です。「つちや通信」も御無沙汰しておりましたが、今回は、年末調整でよく質問のある配偶者の扶養についてと、前年との変更点、注意点をお知らせします。年末調整の基本的な処理の方法は昨年と変わりありませんので、昨年の「つちや通信」も参考にして、早目の準備をお願いします。

## 【1】配偶者の扶養について

年末になるとパートの方が所得調整のため、休んで困るという話をよく聞くことがあります。夫の扶養から外れることが理由ですが、扶養に関して誤解があるのではないのでしょうか。扶養は所得税と社会保険で違います。

### 《所得税関係》

| 配偶者の収入                   | 配偶者の収入に所得税が | 夫の所得金額から配偶者控除を差し引くことが | 夫の所得金額から配偶者特別控除を差し引くことが |
|--------------------------|-------------|-----------------------|-------------------------|
| 699,999円未満               | かからない       | できる(扶養)               | できる                     |
| 700,001円以上1,030,000円未満   |             |                       | できない                    |
| 1,030,000円               | かかる         | できない                  | できる                     |
| 1,030,001円以上1,410,000円未満 |             |                       | できない                    |
| 1,410,000円以上             |             |                       | できない                    |

### 《社会保険関係》(基本的な考え方)

| 配偶者の収入       | 夫の年収が配偶者の2倍以上 | 夫の年収が配偶者の2倍未満 |
|--------------|---------------|---------------|
| 1,300,000円未満 | 扶養になれる        | 扶養になれない       |
| 1,300,000円以上 | 扶養になれない       | 扶養になれない       |

上の表のように、所得税と社会保険の扶養は違いますのでご注意ください。また、本人の給料が141万円未満であれば夫の所得金額から引ける金額に違いはあり次の表のように、配偶者控除(いわゆる所得税の扶養)と配偶者特別控除が受けられます。

税務署から送られてくる冊子よりは分かりやすいと思いますので、今回から、この表を見ながら配偶者の控除額を出してみてください。

## 《配偶者控除と配偶者特別控除早見表》

単位:円

| 収入金額                  | 配偶者控除   | 配偶者特別控除 | 控除合計    |
|-----------------------|---------|---------|---------|
| 0 ~ 699,999           | 380,000 | 380,000 | 760,000 |
| 700,000 ~ 749,999     | 380,000 | 330,000 | 710,000 |
| 750,000 ~ 799,999     | 380,000 | 280,000 | 660,000 |
| 800,000 ~ 849,999     | 380,000 | 230,000 | 610,000 |
| 850,000 ~ 899,999     | 380,000 | 180,000 | 560,000 |
| 900,000 ~ 949,999     | 380,000 | 130,000 | 510,000 |
| 950,000 ~ 999,999     | 380,000 | 80,000  | 460,000 |
| 1,000,000 ~ 1,029,999 | 380,000 | 30,000  | 410,000 |
| 1,030,000 ~ 1,049,999 | 0       | 380,000 | 380,000 |
| 1,050,000 ~ 1,099,999 | 0       | 360,000 | 360,000 |
| 1,100,000 ~ 1,149,999 | 0       | 310,000 | 310,000 |
| 1,150,000 ~ 1,199,999 | 0       | 260,000 | 260,000 |
| 1,200,000 ~ 1,249,999 | 0       | 210,000 | 210,000 |
| 1,250,000 ~ 1,299,999 | 0       | 160,000 | 160,000 |
| 1,300,000 ~ 1,349,999 | 0       | 110,000 | 110,000 |
| 1,350,000 ~ 1,399,999 | 0       | 60,000  | 60,000  |
| 1,400,000 ~ 1,409,999 | 0       | 30,000  | 30,000  |
| 1,410,000 ~           | 0       | 0       | 0       |

## 【2】処理上、昨年と比べて変わった主な点

### 1. 特別減税の実施

本人 ……38,000円  
控除対象配偶者と扶養親族 ……1人につき19,000円

### 2. 扶養控除の割増控除額の引き上げ

・特定扶養親族(昭和51年1月2日から昭和58年1月1日の間に生まれた人)  
53万円(38万円+15万円) → 58万円(38万円+20万円)  
・特別障害者 35万円 → 40万円  
・同居特別障害者 30万円 → 35万円

疑問な点や分からない点がありましたら、遠慮なくお尋ね下さい。  
また、今後の「つちや通信」で取り上げて欲しいと思われることがありましたらお知らせ下さい。